

【一般職・議員・市長等給与条例の一部改正条例について】

(質問)

一般職・議員・市長等給与条例の一部改正条例について伺います。まずは、議員の期末手当増額の条例案を出してきた理由を教えて下さい。議会に問い合わせ等はされなかったのか、あわせて教えて下さい。また、各職員（常勤・任期付・再任用・特定任期付・会計年度）の平均増額分、議長・副議長・議員の増額分はどれくらいか教えて下さい。

<答弁>

議員の報酬については、豊中市特別職報酬等審議会において、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定められている現行の算定式が適当であり、支給月数についても一般職の改定と連動させることが適当であるとの答申をふまえ、議案を提出しています。なお、議会に問い合わせ等はしておりません。職員の年増額については、各等級の1号における月例給の金額で算出すると、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職は約24万円～33万2千円、任期付短時間勤務職員は約19万円、再任用短時間勤務職員は約11万7千円、特定任期付職員は約27万3千円、会計年度任用職員は約18万6千円です。議長・副議長・議員の期末手当の引き上げによる年増額は、議長は約4万4千円、副議長は約4万1千円、議員は約3万8千円です。

(質問)

市長等の特別職の期末手当に関して、常勤監査委員以外の特別職の提案をしなかった理由をあらためて、教えて下さい。

<答弁>

11月28日の市議会定例会において、令和6年度各経済歳入歳出決算ならびに病院事業会計歳入歳出決算が不認定となりました。市制施行以来、初めての不認定であり、この結果を大変重く受け止めています。決算不認定という決定をふまえ、予算の執行権限を有する市長、副市長、教育長、事業管理者については、今年度の人事院勧告に基づく期末手当の引き上げを見送ることとしました。

(質問)

もし、市長、副市長、教育長、事業管理者を増額していれば、その額はいくらになったのでしょうか。また、令和6年度の決算不認定となっていない上下水道局の事業管理者も他の特別職と同様の対応をされた理由を教えて下さい。また、改めて伺いますが、決算不認定を受けての対応ということであれば、今回の人事院勧告に従わないという判断ではなく、従った上で、市長をはじめ特別職の減給等をすることは検討されなかったのでしょうか。

<答弁>

市長をはじめ、特別職の期末手当を仮に引上げた場合の年増額について、市長は

約7万円、副市長は約6万円、教育長と事業管理者は約5万3千円です。

予算の決定権限を有する職として、市と病院の決算不認定の決定を重く受け止めてくれており、共通の思いとして上下水道事業管理者も今回の改正を見送るものです。今回、人事院勧告に基づく改正をしないと判断した理由としては、市議会での決算不認定の決定を大変重く受け止め、その姿勢をより明確にするため、このタイミングで議案を提出し、審議いただく状況ではないと考えたことによるものです。